# 令和3年度 柏市保健衛生審議会

# 会議資料

## 目 次

資料 1	柏市保	健衛	生審	議	会	委	員	名	簿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
資料 2	柏市保	健衛	生審	議	会	部	会	委	員	名	簿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
資料 3	柏市保	健衛	生審	議	会	事	務	局	名	簿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
資料 4	柏市保	健所	の組	. 織	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
資料 5	柏市保	健衛	生審	議	会	開	催	ス	ケ	ジ	ユ	_	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	6
資料 6	各部会	報告		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(母-	子保領	售部 ⊴	会 •	使	甚	€埠	自進	生 音	13 全	<del>\</del>											
資料 7	新規・	拡 充	事業	実	施	ま	で	0)	流	れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
資料8	令和 4	年度	保健	所	新	規	•	拡	充	事	業	に	つ	<i>(</i> )	て	•	•	•	•	•	1	1
	(令和	10 3 年	三度 2	分の	) 幸	R 설	言言	i t	s)													
資料 9	柏市保	健所	にお	け	る	新	型	コ	口	ナ	ウ	イ	ル	ス	感	染	症	対	策	0)		
	取り組み	ょ(軒	3 告)																			

参考資料1 柏市保健所条例

参考資料2 柏市保健所条例施行規則

参考資料3 柏市附属機関等組織運営要領

参考資料 4 柏市附属機関等会議公開等要領

## 柏市保健衛生審議会 委員名簿

令和3年7月現在

	氏 名	所属・役職等	備考
1	秋 山 明 美	柏市旅館業組合会計	
2	大久保 千鶴子	柏市民生委員児童委員協議会副会長	
3	大 橋 洋 子	公募委員	
4	小 林 正 之	北柏ナーシングケアセンター施設長	会長
5	齊藤泉	柏市薬剤師会会長	
6	佐藤紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科教授	
7	長 瀬 慈 村	柏市医師会会長	副会長
8	中山宙久	柏歯科医師会会長	
9	平 野 準 子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
10	風澤秀夫	柏市食品衛生協会会長	
11	松倉聡	柏市医師会副会長	
12	宮 寛	東葛地域獣医師会会員	
13	米 山 あゆみ	千葉県看護協会東葛地区部会会長	
14	和田靖之	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	
15	渡 部 明 子	公募委員	

(敬称略 50音順)

# 柏市保健衛生審議会部会 委員名簿

### 母子保健部会

		氏	名		所属・役職等	備考
1	青	木	聡	美	千葉県柏児童相談所主席児童福祉司兼次長	
2	足	立.	千貧	買子	千葉県助産師会監事	
3	金	岡	幸	江	柏市小中学校校長会柏市立大津ヶ丘第二小学校校長	
4	菊	池	春	樹	東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科准教授	
5	窪	谷		潔	柏市医師会理事	
6	佐	藤	紀	子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科教授	会長
7	杉	Щ	拓	人	柏市認定こども園協議会事務長	
8	中	Щ	宙	久	柏歯科医師会会長	
9	平	野	準	子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
10	和	田	靖	之	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	副会長
11	渡	部	明	子	公募委員	
12	渡	邊	智	子	東京栄養食糧専門学校校長	

(敬称略 50音順)

## 健康増進部会

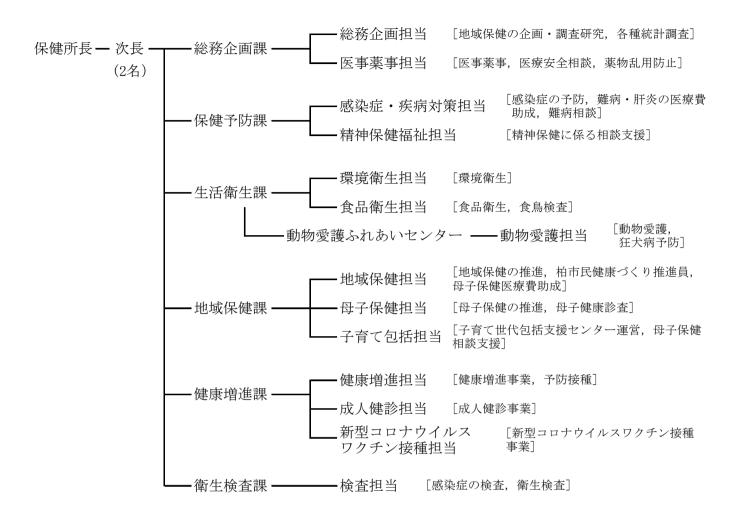
	氏 名	所属・役職等	備考
1	井 坂 公 俊	柏市スポーツ協会理事長	
2	大 橋 洋 子	公募委員	
3	小 野 泰 弘	柏歯科医師会	
4	小 林 正 之	北柏ナーシングケアセンター施設長	会長
5	齊 藤 泉	柏市薬剤師会会長	
6	杉 浦 清 樹	柏市保健所管内調理師会監事	
7	杉 本 健太郎	千葉県立保健医療大学健康科学部講師	
8	多田紀夫	柏市医師会	
9	橘 房 子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会副会長	
10	長 瀬 慈 村	柏市医師会会長	
11	橋本英樹	東京大学大学院医学系研究科教授	
12	星野啓一	柏ノースモッ子作戦協議会委員	
13	吉川良子	柏市スポーツ推進委員協議会会長	l of l mile and a state hit?

(敬称略 50音順)

# 柏市保健衛生審議会 事務局名簿

	所 属	氏 名	新留の別
1	保健所長	山崎彰美	留任
2	保健所次長兼総務企画課長	沖 本 由 季	留任
3	保健所次長兼保健予防課長	戸 来 小太郎	留任
4	生活衛生課長	飯田直樹	留任
5	動物愛護ふれあいセンター所長	水田勲	留任
6	地域保健課長	根本晓子	留任
7	健康増進課長	相馬桂子	留任
8	衛生検査課長	山 本 麻 弓	新任

## 柏市保健所の組織図(令和3年7月1日)



BB 7111 -		審 議 内 容	
開催日	保健衛生審議会	母子保健部会	健康増進部会
Н30.7	• 柏市保健衛生審議会委員委嘱		15.4. 2 = 1.1.
Н30.8	• 柏市保健衛生審議会開催		· 健康増進専門分科会開催
			①健康増進計画の進捗評価
Н31.2	<b>○</b> 十成 5 1 十反 析	• 母子保健専門分科会開催	
11011.		①母子保健計画の進捗評価	
R1.8	・柏市保健衛生審議会開催		・健康増進専門分科会開催
		①母子保健計画の進捗評価	①健康増進計画の進捗評価
R2. 2		• 母子保健専門分科会開催	
		①母子保健計画の進捗評価	
R2. 7	• 柏市保健衛生番議会委員委嘱		・健康増進専門分科会開催 ①健康増進計画の進捗評価
R2. 8	<ul><li>柏市保健衛生審議会書面開催</li></ul>	• 柏市保健衛生審議会部会委員委嘱	・柏市保健衛生審議会部会委員委嘱
1.2.	①健康増進部会報告		
D2 9	③新型コロナリイル人対東の取り組み報告	. 四子.促佛如今間 <b>况</b>	
К∂. ∠			
R3. 9	· 柏市保健衛生審議会書面開催		
R3. 10		(10月開催予定)	(11月開催予定)
		• 母子保健部会開催	・健康増進部会開催
		①母子保健計画の進捗評価	①健康増進計画の進捗評価
R4. 1 $\sim$ 2			
	H30. 8  H31. 2  R1. 8  R2. 2  R2. 7  R2. 8	R/W   R	田30.7

※危機管理事業発生時には、緊急対策又は事案検証のため随時開催することがあります。

【開催日時】	【主管課】
令和3年2月10日(水)から3月12日(金)(書面開催)	地域保健課

#### 【議題】

柏市母子保健計画中間評価について

#### 【議題の主な内容】

- 1. 柏市母子保健計画中間評価(骨子案)について
  - 柏市母子保健計画中間評価(骨子案)について、次の5つの章立てで整理していくことを報告。
  - (1)第1章 はじめに
  - (2)第2章 柏市の母子保健の取り巻く現状と課題
  - (3)第3章 最終評価に向けた指標に関する課題
  - (4)第4章 施策の取組
  - (5)第5章 参考資料
- 2. 柏市の母子保健を取り巻く状況と課題(案)について

母子保健計画中間評価においては、①母子保健に関する現状、②施策全体の指標達成度、③基本目標・施策分野別に見た評価と課題を柱に課題を整理していくことを報告。

- 3. 最終評価に向けた指標に関する整理について
  - 指標について、①指標の数値及び指標名の修正、②新たに追加する補足データ、③参考値を追加する指標を整理し、修正案を作成し報告。
- 4. 推進事業の見直しについて

母子保健計画の後期計画の推進事業について、18部署45事業を対象に関係課ヒアリングを実施し、 事業の取組の現状及び課題、事業の主なターゲット推進事業の位置付けの意見等をヒアリングし整理 した結果を報告。

#### 【委員からの主な意見等】

- 1. 柏市母子保健計画中間評価(骨子案)について 質疑・意見無し
- 2. 議事2 柏市の母子保健を取り巻く状況と課題(案)について
  - 【質疑】コロナ禍の影響を考慮した達成目標の修正や新たな項目の追加が必要かどうか。
  - 【回答】社会情勢や生活状況も大きく変化し、さらにコロナ禍で生活様式も大きく変わっているため、どのような取り組みが市民にも安心で効果的か検討していく。
- 3. 議事3 最終評価に向けた指標に関する整理について
  - 【質疑】「1改善した」という判定が多いが、1①でなく1②が多い。さらなるステップアップの必要性があるのではないか。
  - 【回答】目標値を達成しない指標については、指標の評価分析や事業の評価を行い、目標値を達成で きるよう引き続き取り組む。
  - 【質疑】新たに追加する補足データ(案)むし歯経験者のうち処置完了者の割合データの引用はどこからか。
  - 【回答】柏市内の公立小学校及び中学校を対象とした児童生徒定期健康診断結果表のデータからの 引用となる。

- 4. 議事4 推進事業の見直しについて 質疑・意見は無し
- 5. その他
  - 【質疑】基本目標(2)の評価が低いことから「母と子のつどい」に保健師参加の回数を増やし、母子保健活動を進めていただきたい。
  - 【回答】包括的な支援体制の強化のため、母子保健事業全体の見直しを行い、母と子のつどいについては専門職の従事回数は減少しているが、様々な機会を通じて地域に向けた健康づくりに関する情報発信を柏市民健康づくり推進員と取り組んでいきたいと考えている。

【質疑】産後ケアが多くの母子が受けられる様々な制度の構築。

【回答】産前産後支援体制の強化は、母子保健計画の中でも重要課題であり事業の充実に努める。

【質疑】災害時母子支援について 発災を想定した具体的な支援(共助・公助)の内容の充実。

【回答】関係機関・団体などとの協議により、妊産婦等に対する心身のケアや母子避難所確保など連携して支援できる体制づくりを図っていく。

#### 【結論 今後の方向性など】

- ・母子保健計画中間評価は令和3年度末に完成し周知を開始する予定。
- •令和3年度第1回母子保健部会 令和3年10月頃 予定
- -令和3年度第2回母子保健部会 令和4年1月頃 予定

### 【その他 特記事項】

## 健康増進専門部会報告

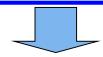
資料 6-2

【開催日時】	【主管課】
令和3年秋以降に書面開催予定	健康増進課
【議題】	
・健康目標値の進捗状況について ・令和4年度柏市民健康意識調査について	
【議題の主な内容】	
【委員からの主な意見等】	
【結論 今後の方向性など】	
【その他 特記事項】	

# 新規・拡充事業実施までの流れ

## 【ステップ1】 事業実施の必要性の検討

- ・既存事業の評価
- •社会情勢の変化
- ・法令等の制定. 改正
- ・市民等からの要望



## 【ステップ2】 事業効果の検討

- 実施内容,方法等の検討 (関係部署,関係団体との協議等)
- 財源の確保 (補助金, 既存事業の見直し等)

審議

柏市 保健衛生 審議会



## 【ステップ3】 事業実施の要求

関係部署との調整 (事務事業の追加・見直し,予算要求等)



# 【ステップ4】 事業実施

•事業実施効果, 課題整理

報告

【事業名】	【主管課】(関連部署※あれば)
産婦健康診査事業	地域保健課
【新規/拡充】	【財源】
新規	国等補助あり

#### ·目的

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。

対象

産後2週間,産後1か月など出産後間もない時期の産婦。

•内容

産婦健康診査に係る費用について、対象者1人につき2回以内、健診1回につき5,000円を上限に助成する。

産婦健康診査の内容は、①健康状態・育児環境の把握、②体重・血圧測定、③尿検査(蛋白・糖)、④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを実施する。

#### 【導入の背景(法令,国,近隣自治体の状況】

- ①平成29年度,国は産後の初期段階における母子に対する支援を強化し,妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備するため「産婦健康診査事業」を創設。
- ②現在, 千葉県内では6市が実施(船橋市, 我孫子市, 浦安市, 市原市, 佐倉市, 市川市)。

【事業名】	【主管課】(関連部署※あれば)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	保健予防課 ※障害福祉課
【新規/拡充】	【財源】
新規	国等補助あり

千葉県から事業を継続し、柏市の現状にあった精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する。民間事業所に業務委託し、官民協働で業務を行う。

#### ≪事業目的≫

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すもの。

#### ≪事業内容≫

- 〇今年度から千葉県から柏市に実施主体が移行したが、平成30年度から実施しており、事業内容を継続し実施。
- ○委託事業所 たんぽぽセンター (コーディネート事業を委託) ※千葉県からの継続
- 〇保健・医療・福祉関係者による協議の場として、会議体を2層構造(代表者会議と実務者会議) で設置。
- ・実務者会議を月1回程度実施し、精神保健福祉に関する地域の課題抽出と対策について協議。
- 代表者会議(年1回)で事業計画,実施報告。11月4日実施予定。

≪事業費≫委託料 151万円 ≪国庫補助≫1/2

#### 【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況】

- ①事業の根拠法令:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第77条及び第78条
- ②国の動向
- ・平成16年9月,精神保健福祉改革ビジョンより「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本方策。 平成29年2月,政策理念に基づく施策をより具体的に実現していくため、「精神障害にも対応した地域 包括ケアシステム」の施策理念が明記。
- ③県の動き
- ・平成21年度より精神障害者地域移行支援事業を各障害保健福祉圏域に設置。柏圏域では、平成23年度に民間事業所に業務委託し事業開始。
- ・平成30年度に「地域移行支援事業」から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」に事業移行を継続。
- ・令和元年度県から中核市で事業実施の検討を打診。令和3年度、千葉県では中核市圏域の事業に予算措置なし。
- ④近隣自治体の状況 千葉市は実施済み。船橋市は令和3年度から実施予定。

【事業名】	【主管課】(関連部署※あれば)
	地域保健課 ※令和3年度にこども福祉課から移管
【新規/拡充】	【財源】
拡充	国等補助あり

#### ·目的

出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、産後も安心して子育てが出来るよう、宿泊又は通所サービスを利用して、母親の心身のケアや育児サポートを行う。

#### •対象

次の条件をすべて満たしている方。

- ①柏市内に住所を有する産後4か月未満の母と乳児
- ②家族等から十分な家事. 育児などの援助が受けられない産婦
- ③産後に心身の不調又は育児不安等がある産婦
- 内容

母体の健康状態, 生活面の助言や指導, 母乳相談, 乳児の健康状態の観察ポイントの助言, 育児相談, 沐浴・授乳等の育児指導, 育児情報の提供

#### 【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況】

- ①平成29年度、国は退院直後の母子支援強化として「産後ケア事業」を新設。
- ②児童虐待の未然防止を目的とし、平成29年7月からこども福祉課が事業を開始し、平成30年度委託 先拡大、令和元年度利用手続きの簡素化を行い、実利用母子組数は年々増加傾向。
- ③令和元年12月改正母子保健法が公布(令和3年4月施行)産後ケア事業が市町村の努力義務事業に位置付けられた。
- ④切れ目のない妊産婦の支援を強化するため、令和3年度地域保健課へ事業を移管。
- ⑤千葉市・市川市・我孫子市・流山市・松戸市等千葉県内28市町村が実施(平成31年2月1日現在)。

【事業名】	【主管課】(関連部署※あれば)
新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業	地域保健課
【新規/拡充】	【財源】
新規	市単費

#### ·目的

児の聴覚障害を早期に発見し早期に介入することで、患児と家族の生活の質が高まることにつながることから、その早期発見に資する検査に係る費用を助成する。

対象

令和3年4月1日以降に生まれた、本人もしくは保護者の住民票が柏市にある新生児。

内容

生後50日以内に行われた新生児聴覚スクリーニング検査を対象に、初回の検査1回のみ3,000円を 上限として助成する。

·検査実施機関 産科医療機関等

#### 【導入の背景(法令,国,近隣自治体の状況】

- ・難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトが、平成31年3月に厚生労働省及び文部科学省の共同で立ち上げられ、令和元年6月7日に検査費用の助成について市町村に対して取り組みを促すよう報告が送付されている。
- ・新生児聴覚検査の受検の有無を把握している全国1,741市区町村のうち,受検者数を集計している1,627市区町村における出生児数に対する受検者数の割合は90.8%。
- -新生児聴覚検査の公費負担を実施している市区町村は52.6%(916市区町村/1,741市区町村)。
- ・新生児聴覚検査費用に対する公費負担を実施している市区町村数の割合は、千葉県は全国45位。 (以上、令和元年度の厚生労働省調査より。)
- ・令和3年度から県下一斉に検査費用の公費負担を開始するため、県が千葉県医師会及びちば県民保健予防財団と協議を進めた結果、新生児聴覚検査に係る業務が妊婦一般健康診査・乳児一般健康診査と同様の制度設計で委託できる運びとなったため、柏市も令和3年度から検査費用の助成を開始した。

【事業名】	【主管課】(関連部署※あれば)
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	地域保健課
【新規/拡充】	【財源】
新規	国等補助あり

·目的

多胎妊婦(同じ母親の胎内で同時期に2子以上の胎児が発育すること)の方は、身体への負担も大きく、より多くの健康診査が必要となる場合があるため、令和3年4月より健康診査の費用の一部を助成する。

対象

多胎妊婦

•内容

妊婦健康診査14回分を超えた検査費用に対して、1回当たり4、500円を上限に5回まで助成する。

•健診場所

産科医療機関等

#### 【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況】

- ・令和3年度新規事業として予算化(厚生労働省)。
- 「多胎児支援のポイント」(厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業)より
- ・多胎妊娠は、複数の赤ちゃんがおなかの中にいるため、母体への負担は単胎に比べて当然大きい。特に早産は多胎妊娠では頻度が高く、子どもの予後に大きく関わる合併症である。
- ・平成29年人口動態統計によると、37週未満の早産は単胎が4.7%であるのに対し、多胎の場合は5 O.8%と非常に高率。死産率、周産期死亡率、乳児死亡率は減少傾向にあるが、単胎児に比べれば多 胎児の場合は死産率が2倍強、周産期死亡率と乳児死亡率は5倍前後高い。
- ・多胎妊娠においては、何よりも早産を予防することが大切。母体や胎児のリスクを回避するためにも、妊娠中の定期健診は大変重要である。

【事業名】	【主管課】(関連部署※あれば)
不妊に悩む方への特定治療支援事業	地域保健課
【新規/拡充】	【財源】
拡充	国等補助あり

目的

医療保険が適用されず、費用が高額になる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受ける夫婦等の経済的な負担軽減を図るために治療費の一部を助成。令和3年1月より、助成対象及び助成内容等を拡充

対象

特定不妊治療以外の治療法では,妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された,法律 上の夫婦又は事実婚の関係にある方。

・助成対象となる治療

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)

男性不妊治療(特定不妊治療の過程で行った, 精子を精巣又は精巣上体から採取する治療)

・拡充の内容

所得 :【旧】合計所得730万円未満 ⇒ 【新】撤廃

助成額:【旧】初回30万円、2回目以降15万円(治療によって7.5万円)

⇒【新】回数に関わらず30万円(治療によって10万円)

回数 :【旧】生涯6回

⇒【新】1子の治療につき6回 ※40歳以上43歳未満は3

婚姻 :【旧】法律婚のみ

⇒ 【新】事実婚者も対象

•医療機関

不妊に悩む方への特定治療支援事業の指定医療機関

#### 【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況】

制度拡充の沿革

平成27年度補正:初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充。

男性不妊治療を行った場合、新たに15万円を助成。

令和元年度:男性不妊治療に係る初回の助成額を15万円から30万円に拡充。

・国では、令和4年度から不妊治療の保険適用開始を検討しており、それまでの間、現行の助成制度の早期拡充を図るため、令和2年度第3次補正予算(国)により実施。

【事業名】	【主管課】(関連部署※あれば)
不育症検査費用助成事業	地域保健課
【新規/拡充】	【財源】
新規	国等補助あり

《以下の内容は、国の補助事業の概要であり、柏市での実施時期は未定》

•目的

現在,研究段階にある不育症検査のうち,保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に, 不育症検査に要する費用の一部を助成することにより,不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

対象

2回以上の流産,死産の既往がある方。

•内容

先進医療として告示されている不育症検査(流産検体の染色体検査)について、1回の検査につき5万円を上限に助成する。

•医療機関

先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関。

#### 【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況】

- ・令和3年度新規事業として予算化(厚生労働省)。
- ・不育症で悩む方々の「子どもを産み育てたい」という希望を叶えるため、関係省庁による「不育症対策に関するプロジェクトチーム」が開催され、令和2年11月30日に検討報告が取りまとめられた。
- ・その中で、経済的支援については、現在研究段階にある不育症検査(※例:流産検体の染色体検査)について、先進医療の仕組みの中で実施するものに対して一定の補助を行うとして、保険適用を目指した検査費用助成事業を創設する方針とされた(国)。
- ・県は、令和3年6月補正予算が可決されたため、事業の実施に向けた準備を進めており、今後政令市、 中核市を除く県下すべての市町村での事業の実施を目途としている。

# 柏市保健所における新型コロナウイルス感染症 対策の取り組み(報告)

令和3年8月

柏市保健所

## 1 柏市保健所での取り組み

月日	出来事・取組
令和 2 年	
1月31日	武漢市からの政府チャーター機第3便帰国者の一部について柏市内の
	「税関研修所」で受入(2月15日まで)
	・市立柏病院の医師,看護師を3人派遣
	・医療スタッフ(保健師等)を延べ31人派遣
	・事務職員をを述べ 18 人(2 月 3 日まで)派遣
2月7日	帰国者・接触者相談センター開設
2月20日	柏市初の感染者発生
2月21日	柏市新型コロナウイルス対策本部設置
3月17日	柏市保健所でのPCR検査開始
4月6日	柏市コールセンター開設 (9:00~17:00)
4月7日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令
4月9日	柏市コールセンター24 時間対応に
4月20日	宿泊療養施設(桜スカイホテル柏)を確保
	(4月22日から受入開始。累計12人受入)
5月1日	柏市PCR検査センターの設置(5月8日から検査開始)
5月25日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除
6月30日	柏市コールセンター 一旦閉鎖
7月31日	宿泊療養施設(桜スカイホテル柏)借り上げ終了
8月4日	産官学医連携による新型コロナウイルス感染症対策「明日に備える新型
	コロナウイルス感染症検査体制強化プログラム」基本合意書締結
8月11日	新型コロナウイルス感染症対策班設置(保健予防課内)
10月26日	柏市PCR検査センターの閉鎖
11月16日	柏市新型コロナウイルス感染症相談センター(帰国者接触者相談センタ
	一)を、柏市受診相談センターに変更
	※発熱患者の対応が、かかりつけ医中心に変更
11月19日	感染者 500 例目突破
令和3年	
1月4日	感染者 1,000 例目突破
1月7日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令
1月19日	感染者 1,500 例目突破
2月1日	自宅療養者支援物品配送サービス開始

月日	出来事・取組
2月25日	高齢者施設等の従事者向けの検査開始(入所系施設)
2月27日	感染者 2,000 例目突破
3月1日	新型コロナウイルスワクチンに関するコールセンター開設
3月9日	LINEを活用した自動健康観察システムの運用開始
4月20日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措
	置」を対象区域に指定(市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市)
5月3日	感染者 2,500 例目突破
5月6日	変異株シーケンス検査開始(東大)
5月7日	新型コロナウイルスワクチン接種券送付開始
5月10日	変異株スクリーニング検査開始(衛生検査課)
6月21日	「まん延防止等重点措置」対象区域から除外
7月1日	接待を伴う飲食店の従業員向け検査の開始
	高齢者施設等の従事者向けの検査拡充(通所系施設追加)
7月3日	新型コロナウイルスワクチン集団接種開始
7月5日	感染者 3,000 例目突破
7月12日	「まん延防止等重点措置」対象区域に再指定
7月26日	ワクチン接種証明書発行受付開始 (総務企画課)
7月27日	感染者 3,500 例目突破
8月2日	緊急事態宣言発令(8月31日まで)
8月3日	感染者 4,000 例目突破
8月10日	感染者 4,500 例目突破

令和3年8月10日現在

## 2 柏市保健所の体制 保健所内の業務継続体制は以下のとおり。

#### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う保健所の業務継続体制

発生段階	市内発生期	市内感染早期	市内蔓延期	小康期
1週当たり感染者発見数	0~5人	5人~30人	30人以上	平均20人未満
職員欠勤率	5%未満	10%未満	10~40%	20%未満
通常業務※1	継続	一部縮小	縮小	一部縮小
情報収集,報道・	総務企画課	総務企画課	総務企画課	総務企画課
議会対応,対策		<b>※</b> 2	<b>※</b> 2	
本部				
電話相談	保健予防課	地域保健課	地域保健課	保健予防課
帰国者·接触者相	<b>※</b> 4	<b>※</b> 5	<b>※</b> 5	<b>※</b> 4
談センター※3				
健康監視	保健予防課	保健予防課	保健予防課	保健予防課
健康観察		健康増進課	健康増進課	<b>%</b> 3
疫学調査	保健予防課	保健予防課	保健予防課	保健予防課
		生活衛生課	生活衛生課	
検査	衛生検査課	衛生検査課	衛生検査課	衛生検査課
		<b>※</b> 6	<b>※</b> 6	
消毒指導	生活衛生課	生活衛生課	生活衛生課	生活衛生課
		動物愛護ふれあいセンター	動物愛護ふれあいセンター	
応援体制※7	所内対応	全庁対応	全庁対応	所内対応
会計年度任用職		活用検討	活用検討	
員の活用※8				

- ※1 通常業務の各単位事務の詳細は柏市保健所BCPを参照
- ※2 事務職員の応援含む
- ※3 帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関などに外部委託可
- ※4 所内での輪番応援(保健師), 夜間休日は感染症担当 OB で対応
- ※5 保健予防課(又はOB職員)からの派遣含む
- ※6 保健所内での薬剤師の応援含む
- ※7 応援体制は,原則,欠勤分を専門職(保健師等,特に感染症経験者)を中心に本庁等から見込む
- ※8 「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金」により助成対象

なお,新型コロナウイルス感染症対策班は,本庁等からの併任職員により,以下の応援体制を基本として対応している。

#### <保健師等>

#### ○体制の種類

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	常勤保健師	併任保健師等	合計
通常体制	4		4
応援体制①	4	6	10
応援体制②	4	12	16

(単位:人)

・応援体制の保健師等は、併任期間を1年とし、状況に応じて元課勤務とする。

#### ○状況に基づく体制

状況	通常体制	応援体制①	応援体制②
新規陽性者のうち	0~5人	6~25人	26 人以上
中等症以上の人数	0,05 %	0,°25 X	時間外必須
自宅療養者数の合計	0~20人	21~50人	51 人以上
日七須食白数のロ引	0~20 X	21~50 人	夜勤体制導入
自宅療養者の中等症・	<i>t</i> s1	1 5 . 1	6人以上
重症者数の合計	なし	1~5人	11 人以上で夜勤体制
クラスター発生時	O~2 施設	3~5 施設	6 施設以上

- ・上記の状況に該当する場合は、当該応援体制とする
- ・体制の人員は目安とし、状況により臨機応変な対応をとる ※夜勤体制時は、消防局に応援依頼
- ・通常体制の場合,週休日取得・毎日の時間外勤務が困難なため,別途応援 体制をとる必要あり

#### <事務職>

#### ○状況に基づく体制

状況	縮小体制	基本体制	緊急体制
1日あたりの新規陽性者数	0~9人	10~25人	26 人以上
配置人員	15人	20人	24 人

- ・上記の体制は目安とし、状況に応じて臨機応変に応援体制を判断する
- ・縮小体制の場合, 週休日取得・毎日の時間外勤務が困難なため, 別途応援 体制をとる

○体制の人員 (単位:人)

	管理	患者班					濃厚擠	接触班		搬送班	<b>△=</b> 1
	職	担当L	担	当	計	担当L	担	当	計	担当	合計
	常勤	常勤	常勤	併任	<u> </u>	常勤	常勤	併任	<u> </u>	併任	
縮小	1	1	1	5	7	1	1	3	5	2	15
体制		'	'	J	,	'	'	)	J		10
基本	1	1	1	8	10	1	1	5	7	2	20
体制	-	1	•	)		'	•	)	,		20
緊急	1	1	1	19	12	1	1	7	9	2	24
体制	1		l	19	12		1	1	9	_	_ <del>4</del>

- ・応援体制の併任職員は併任期間を1年とし、状況に応じて元課勤務とする
- ・緊急体制の+4人は、経験のある即戦力となる OB/OG 職員を併任する

## 3 検査体制の拡充

これまでの検査体制拡充の変遷は以下のとおり。

月日	出来事・取組
令和2年	
3月17日	柏市保健所でのPCR検査開始
4月1日	帰国者・接触者外来設置医療機関等と契約し、PCR検査を順次開始
	※受診者の自己負担に相当する金額の補助に関する直接契約を千葉県に
	先んじて締結
5月1日	柏市PCR検査センターの設置<保健福祉部医療公社管理課>
	※市医師会及び柏市医療公社の協力のもと、ドライブスル一方式により
	PCR検査の検体採取を実施
8月4日	柏市医師会,東京大学,楽天メディカルジャパン,タカラバイオ,柏市
	の 5 者で「明日に備える新型コロナウイルス感染症検査体制強化プログ
	ラム」に関する基本合意
	※市内PCR検査体制の強化、結果判明の迅速化、検査試薬等の安定供
	給を図る
9月3日	柏市医師会,東京大学,柏市の3者で「新型コロナウイルス感染症のP
	CR検査の実施に係る協定書」を締結
	※東京大学新領域創成科学研究科附属生命データサイエンスセンターを
	臨時的に開設した衛生検査所とし、PCR検査体制の強化を図る

月日	出来事・取組
9月15日	柏市医師会と東大の検査請負契約により、市内契約医療機関での検査体
	制を拡充
	※柏市と医師会の集合契約により、行政検査として検査を実施
10月26日	柏市PCR検査センターの閉鎖
令和3年	
2月25日	高齢者施設等の従事者向け検査の開始(入所系施設)
4月20日	まん延防止等重点措置区域の指定を受け、高齢者施設等の従業員向けの
	頻回検査の開始
5月6日	東大にて変異株シーケンス検査開始(集合契約医療機関分)
5月10日	衛生検査課にて変異株スクリーニング検査開始
6月14日	柏市保健所分の変異株シーケンス検査を東大に委託開始
7月1日	接待を伴う飲食店の従業員向け検査の開始
	高齢者施設等の従事者向け検査を通所系施設に拡充

#### 4 感染者の状況

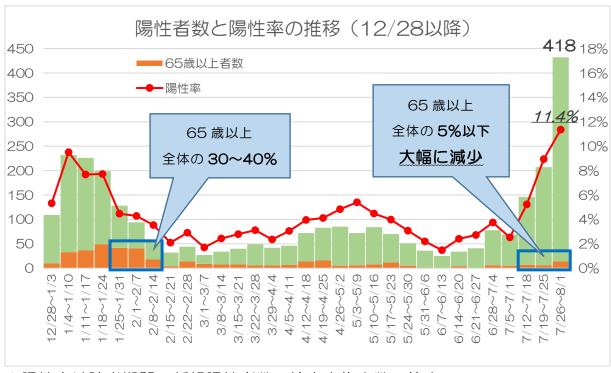
現在の検査実施人数,陽性者数,新規陽性者数等は次のとおり。

(8月9日現在,単位:人)

検査実施数				陽性者数	入院中	退院	死亡
PCR検査		抗原 検査		など	など		
保健所等	PCR 検査 センター	民権検査 機関	医療機関				
13,962	499	54,340	28,396	4,425	1,087	3,284	54

- ※千葉県衛生検査所で実施した検査実施人数(54人),陽性者(2人)を 含む
- ※柏市保健所にてPCR検査を実施した市外在住者を含む
- ※検査実施人数のうち、PCR検査センター、医療機関については、民間検 査機関で検査したもの(柏市保健所で把握しているもののみ)
- ※陽性者数は発生届出ベース

陽性者数の推移は、令和3年4月20日より「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定されたことで減少傾向にあったが、対象地域から除外された6月20日より前から増加傾向に転じている。こうした状況を受け、7月12日からは対象地域に再指定され、さらに8月2日には緊急事態宣言が発令された。

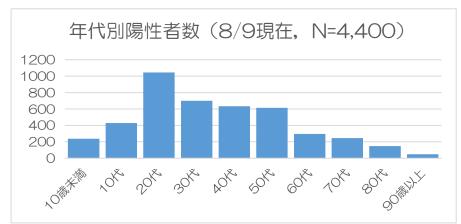


※陽性率は該当期間の新規陽性者数:検査実施人数で算出

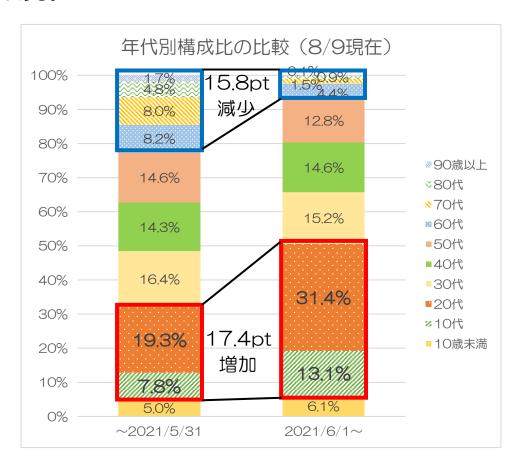
ワクチン接種が進んでいる 65 歳以上の陽性者が全体に占める率に着目すると、接種開始前の 1、2 月頃がピークで全体の 30~40%であったのに対し、7 月中旬以降では全体の 5%以下にまで減少しており、ワクチンの効果がうかがえる。

#### 5 陽性者の分析・考察

年齢別には、20代が特に多く、次いで30~50代が同程度に多い。この世代は、特に社会・経済活動が活発な世代であり、感染リスクが高いと考えられる。



特に、今年の6月以降、10~20代の陽性者数が急増した。若年層は、症状の軽い人が多く、市内外に移動することなどで感染を拡げてしまうリスクがある。



クラスターは, 高齢者施設や医療機関における発生回数が多い。こうした 施設では, 免疫力の低い入院患者や施設入所者が多いことや, 看護・介護行 為から職員を介して感染が広がってしまうことなど, 感染拡大しやすい環境 にある。

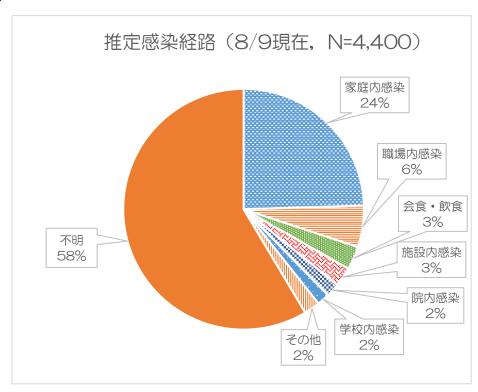
(8月11日現在)

区分	発生回数
高齢者施設	8 🗆
医療機関	5 🛮
学校等	4 🛛
飲食店	4 🗆
スポーツチーム	4 🗆
保育所等	4 🗆
その他	1 🗆

感染経路については、経路不明者が約6割を占めており、次いで家庭内感染が多い。

疫学調査から,「仕事との往復のみで他者と接触はほぼない」「家からほぼ出ていない」など,疑わしい感染源が無い人は,ごくわずかである。

つまり,「陽性者と接した自覚が無い」だけで,様々な行動の中で,知らず知らずのうちに陽性者と接して感染し,家庭内で拡げていることがうかがえる。



### 6 今後の対応について

(1) 保健所体制について

これまで同様に、感染拡大状況に合わせて柔軟に必要人員の配置を行っていく。現在の第5波では、陽性者数が過去最大を記録し、緊急的にこれまで以上の人員配置を行い、対応にあたっていく。

(2) 市内検査体制について

保健所,民間検査機関,医療機関での抗原検査を合わせて,週あたり 4,000 回近い検査を実施しており、今後も現在の検査体制を維持する。

以上

#### ○柏市保健所条例

平成19年12月26日 条例第47号 改正 平成21年12月24日条例第34号 平成25年12月25日条例第52号 平成31年3月22日条例第3号

(設置)

第1条 本市における公衆衛生の向上及び増進並びに市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法(昭和22年法律第101号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、保健所を設置する。

(名称等)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
柏市保健所	柏市柏下65番地1	本市の区域

(平21条例34·一部改正)

(手数料)

- 第3条 地域保健法施行令(昭和23年政令第77号。以下「令」という。)第8条第1項第 1号に規定する特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務(規則 で定めるものを除く。)の提供を受ける者は、手数料を納入しなければならない。
- 2 前項の手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により 厚生労働大臣が定める算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第 80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定基準により算定した額の 100分の80に相当する額に、その額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数があ るときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。ただし、この算定方法により算定 し難いものは、実費に相当する額として規則で定める額とする。
- 3 手数料の納入の時期は、第1項に規定する役務の提供を受ける時とする。ただし、市 長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 市長は、令第8条第1項ただし書に規定する場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納入した手数料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めると きは、その手数料の全部又は一部を返還することができる。

(平25条例52・平31条例3・一部改正)

(柏市保健衛生審議会の設置)

- 第4条 保健所の適正な運営等に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138 条の4第3項の規定により、柏市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務及びその権限)
- 第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 法第4条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するもの に係る企画、実施及び評価に関する事項
  - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第5条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
  - (3) その他保健所の運営等に関する事項
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、保健、医療及び生活衛生に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第6条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 審議会に、専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 民間関係団体の構成員
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他市長が適当と認める者
- 4 特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 当該専門的な事項に関する学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

(任期)

- 第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該専門的な事項に関する調査審議が終了したとき は、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

#### ○柏市保健所条例施行規則

平成20年3月28日

規則第42号

改正 平成29年12月22日規則第91号

令和2年6月26日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市保健所条例(平成19年柏市条例第47号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の申込み)

第2条 保健所の行う検査を受けようとする者は、検査申込書を市長に提出することにより、市長に申し込まなければならない。

(条例第3条第1項の規則で定める役務)

- 第3条 条例第3条第1項の規則で定める役務は、次に掲げるものとする。
  - (1) HIV抗体検査
  - (2) クラミジア抗体検査
  - (3) 梅毒血清検査
  - (4) 肝炎ウイルス検査

(平29規則91・一部改正)

(手数料の減免)

- 第4条 条例第3条第4項の規定による手数料の減額又は免除(以下「手数料の減免」という。)をする割合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に基づく被保護者 100パーセント
  - (2) 国又は他の地方公共団体(本市の区域内に官公署又は施設を設置する国又は他の地方公共団体が、保健所の行う検査を公務上必要とする場合に限る。) 50パーセント
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める割合
- 2 手数料の減免を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料減免申 請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特

別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の減額又は免除の可否を決定 し、その旨を柏市保健所手数料減免決定通知書により当該申請をした者に通知するもの とする。

(手数料の返還)

- 第5条 条例第3条第5項ただし書の規定による手数料の返還を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料返還申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の返還の可否を決定し、その 旨を柏市保健所手数料返還決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。 (会長及び副会長)
- 第6条 条例第4条に規定する柏市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)に会長及 び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

- 第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、在任の委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席の委員及び特別委員の過半数をもって決し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、在任の委員及び議事に関係のある特別委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。
- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について在任の委 員及び議事に関係のある特別委員に報告しなければならない。

(令2規則70·一部改正)

(部会)

- 第8条 条例第8条に規定する部会(以下「部会」という。)に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員又は特別委員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会の会議及び議事は、審議会の会議及び議事に準じて行う。
- 6 審議会は、前条第3項の規定にかかわらず、その定めるところにより、部会の議決を もって審議会の議決とすることができる。
- 7 部会長は、前項の規定により部会の議決をしたときにあっては部会の会議の結果を、 部会の審議が長期にわたる場合で部会長が必要と認めるときにあっては部会の会議の経 過を審議会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会(部会に調査審議させる場合にあっては、部会)は、必要に応じて委員及 び特別委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営)

第10条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 柏市附属機関等組織運営要領

制定 平成 2 3 年 1 2 月 6 日 施行 平成 2 3 年 1 2 月 6 日

(目的等)

- 第1条 この要領は、附属機関等の組織の簡素化と運営の透明性、 公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 附属機関

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律又は条例により設置された機関をいう。

(2) 懇談会

有識者等から意見を聴取又は意見交換を行い,市政への反映 等を目的とした本市が開催する会合をいう。

- (3) 連絡・調整会議、研究会等(以下「調整会議等」という。) 市の職員以外の者を構成員に含めた組織であって、次のいずれかに該当する組織をいう。
  - ア 連絡・調整会議(関係団体、関係機関との連絡調整、意見調整等を主な目的とし、市は一構成員として参加するもの)
  - イ 実行委員会(まちづくりやイベントの実行,啓発等を主な 目的とするもの)
  - ウ 研修・研究会 (本市職員の研修,研究等を主な目的とする もの)
  - エ 説明会・ワークショップ等 (不特定多数を対象とするもので, 広聴を主な目的とするもの)

(設置)

- 第3条 次の各号に掲げる項目に該当する場合は、原則として新た な附属機関を設置しないものとする。
  - (1) 市民等の意見を聞くにあたり、市政モニター制度又はパブリ

ックコメント制度(意見公募手続)など,他の方法を活用した 方がより効果的であると考えられる場合

(2) 不服審査又は行政処分への関与など、法令の改正等により新たに附属機関の審議事項とすべきものが発生した場合であって、 審議分野の共通性等に着目したとき、既存の附属機関において 審議することが可能である場合

(廃止)

- 第4条 次の各号に掲げる項目に該当する場合は、原則として附属 機関及び懇談会を廃止又は統合するものとする。
  - (1) 所期の目的が既に達成されている場合
  - (2) 社会経済情勢又は市民ニーズの変化等により、著しく設置の必要性が低下した場合
  - (3) 活動が著しく不活発な場合
  - (4) 市政モニター制度又はパブリックコメント制度(意見公募手続)など,他の方法を活用した方がより効果的であると考えられる場合
  - (5) 設置目的又は審議分野等が他の附属機関と類似又は重複して いる場合

(組織等)

- 第5条 附属機関、懇談会及び調整会議等の組織及び構成等は、次 のとおりとする。
  - (1) 附属機関の名称は、原則として次のとおりとする。

ア 審査会

特定の事項について判定又は結論を導き出すために, その 内容を調べるもの

イ 調査会

一定の範囲の事項について、その真実を調べるもの

ウ 審議会,委員会

諮問に応じて特定の事項について論議し、意見又は見解について答申等を行うもの

- (2) 懇談会及び調整会議等の名称には、審査会、調査会、審議会、 委員会等の附属機関と混同する名称を用いないものとする。
- (3) 附属機関の委員の数は、おおむね次のとおりとする。

- ア審査会及び調査会
  - 10人以下
- イ 審議会,委員会
  - 15人以下
- (4) 附属機関及び懇談会の委員構成は、可能な限り次のとおりとする。
  - ア 委員により代表される意見、学識、経験等が、公正かつ 均衡の取れた構成になるよう留意する。
  - イ 審議事項に利害関係を有する委員を選任する場合は,一 方の利害を代表する委員の数を,総委員数の半数以下とする。
  - ウ 同一団体からの推薦による委員は、一の附属機関につき 1人とする。
  - エ 男女の一方の委員数が、委員総数の100分の35未満とならないようにする。
  - オ 法令等に基づく場合又は特に必要と認める理由がある場合を除き、市議会議員は委員とはしない。
- (5) 附属機関及び懇談会の委員の任期と兼職の取扱いは、可能な限り次のとおりとする。ただし、プロポーザル方式選定委員会、ネーミングライツ導入審査委員会、指定管理者導入方針検討委員会及び指定管理者候補者選定委員会は除く。
  - ア 一の者は、一の附属機関又は懇談会の委員の任期について、連続して3期を越えることはできない。ただし、公募委員の任期については、1期を超えることはできないものとする。
  - イ 一の者は、同時に3を越える附属機関又は懇談会の委員 を兼ねることはできない。
- (6) 市民の意見及び市内有識者の登用を目的として、附属機関及 び懇談会の委員について公募を行う。
  - ただし、以下の附属機関及び懇談会についてはこの限りでは ない。
  - ア 非公開又は部分公開で開催される附属機関及び懇談会
  - イ 行政処分に関係する附属機関及び懇談会
  - ウ高い専門性が求められる附属機関及び懇談会

- (7) 附属機関及び懇談会の委員の公募手続き及び選考方法等は、 別に定めるところによる。
- (8) 懇談会は、合議体とならないよう定員及び議事手続き等を定めないものとする。

(会議の公開等)

第6条 附属機関及び懇談会の会議の公開及び概要の公表などは、 柏市附属機関会議公開等要領の規定に基づくものとする。

(事務分掌)

- 第7条 附属機関、懇談会及び調整会議に関する事務分掌は、次の とおりとする。
  - (1) 附属機関,懇談会の総括的事項については,企画部情報・業務改善課(以下,「総括担当課」という。)が所管する。
  - (2) 附属機関,懇談会及び調整会議の委員の選任その他の基本的な事項については、附属機関,懇談会及び調整会議の庶務を処理する部署(以下、「運営担当課」という。)が所管する。
  - (3) 附属機関及び懇談会の設置,委員選任など,附属機関及び懇談会の運営に係る重要事項の決定にあたっては,運営担当課は総括担当課の合議を経ることとする。

附則

- この要領は、平成23年12月6日から施行する。 附 則
- この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年4月6日から施行する。

#### 柏市附属機関等会議公開等要領

制定 平成 1 2 年 9 月 2 9 日 施行 平成 1 2 年 1 0 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。)第23条の規定による実施機関に置く 附属機関及びこれに類するものの会議の公開等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138 条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された 附属機関をいう。
- (2) 懇談会 条例第23条のこれに類するものをいい,有識者等から意見を聴取又は意見交換を行い,市政への反映等を目的とした本市が開催する会合をいう。
- (3) 庶務担当課等 附属機関又は懇談会の庶務を担当する課等をいう。

(会議の非公開の決定)

- 第3条 条例第23条第1項ただし書の規定による会議の全部又は 一部を公開しない旨の決定は、附属機関にあっては、附属機関の 長が、当該附属機関に諮って行うものとし、懇談会にあっては、 庶務担当課等の長(以下「運営担当課長」という。)が、行うもの とする。ただし、附属機関の長が選任されていない場合又は附属 機関の長がやむを得ないと認める場合には、当該附属機関の運営 担当課長が当該決定を行うことができる。
- 2 前項の規定により附属機関に諮って行う決定は、出席した附属機関の委員の過半数で決し、可否同数のときは、附属機関の長の決するところによる。

(会議の開催の周知)

- 第4条 運営担当課長は、附属機関の会議を公開する場合(その会議の一部を公開する場合を含む。以下同じ。)にあっては、当該会議の開催日の2週間前までに、例1を参考に作成する会議開催案内を、行政資料室(柏市行政資料室要領(平成12年9月29日制定)第1条第1項の規定により設置された柏市行政資料室をいう。以下同じ。)に掲示し、及び報道機関への情報提供のため広報を担当する課の長(以下「広報担当課長」という。)に情報を提供するとともに、広報紙及びホームページに掲載すること等により周知を図るよう努めるものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 2 運営担当課長は、附属機関の会議の全部を公開しない場合にあっては、当該会議の開催日の2週間前までに、例1を参考に作成する会議開催案内を、行政資料室に掲示し、及び報道機関への情報提供のため広報担当課長に情報を提供するものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議の開催方法がWeb形式の場合にあっては当該会議の2週間前までに例1-2を参考に作成する会議開催案内を、書面形式の場合にあっては当該会議における資料の配付日までに例1-3を参考に作成する会議開催案内を、行政資料室に掲示し、及び報道機関への情報提供のため広報担当課長に情報を提供するものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 4 広報担当課長は、前3項の規定により、提供を受けた会議開催 情報を遅滞なく報道機関に通知するものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、附属機関の会議の開催回数が多い場合にあっては、これらの規定による会議開催案内の掲示等を複数回の会議についてまとめて行うことができる。 (会議の公開の方法等)
- 第5条 附属機関の会議の公開は、附属機関が会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 附属機関は、会議を公開する場合には、傍聴を認める者の定員 をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

- 3 附属機関は,第1項の規定により会議の傍聴を認めた者に対し、 会議資料(条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが記録されているものを除く。)を配付するものとする。
- 4 附属機関は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、例2を参考に傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、会議の会場における秩序の維持に努めるものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、Web形式により会議を開催する場合であって附属機関の長がやむを得ないと認めるとき又は書面形式により会議を開催する場合は、第6条に規定する会議録、会議資料等の公表を行うことをもって、会議の公開に代えることができる。

(会議録,会議資料等の公表)

- 第6条 運営担当課長は、条例第23条第2項の規定により、附属機関の会議終了後1カ月以内を目安に、例3を参考に会議録を作成するものとし、発言した委員名は原則記載するものとする。
- 2 運営担当課長は、附属機関の会議が公開により開催された場合には、条例第23条第3項の規定により、前項の会議録の写し(当該会議の一部が公開により開催された場合には、当該公開された部分に限る。)を行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 運営担当課長は、附属機関の会議が公開により開催された場合には、当該会議に係る会議資料(当該会議の一部が公開により開催された場合には、当該公開された部分に限る。)を原則、行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 運営担当課長は、附属機関の会議が非公開により開催された場合には、例4を参考に作成する会議開催状況を行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

(概要の作成及び公表等)

第7条 運営担当課長は、所管する附属機関を設置、変更等した場合は、例5を参考に作成する附属機関の概要を行政資料室に配架し、並びにホームページに掲載すること等により情報の公開に努

めるものとする。

2 運営担当課長は、所管する附属機関が廃止された場合は、行政 資料室及びホームページでの公開内容を変更するものとする。

(運用状況の公表)

- 第8条 条例第27条の規定による施行の状況の取りまとめ及び公表については、附属機関及び懇談会の総括を担当する課の長が、 年1回、行うものとする。
- 2 前項の公表は、同項の取りまとめをした施行の状況について行 政資料室に配架し、及びその概要を広報紙及びホームページに掲 載することにより行うものとする。

(準用)

第9条 第4条から第7条までの規定は、懇談会の会議等について 準用する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年10月1日(以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、附属機関等の長が選任されている場合であって、同項の決定がされていないときは、施行日以後初めて行う会議について、運営担当課長が同項の決定を行うことができる。
- 3 第4条及び第5条(第1項を除く。)の規定は平成12年11月 1日以後に開催する会議について適用し、同日前に開催する会議 についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月9日から施行する。

附則

- この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年9月14日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年12月6日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年4月30日から施行する。